

アミーゴサッカースクール会則（規約）

第1条（名称）

当スクールは、アミーゴサッカースクールという。

第2条（目的）

当スクールは、『スクールライフ』を通じて、青少年少女の健全な心身育成、スポーツ振興を目的とします。

第3条（入会資格）

当スクールに入会できる方は、本人と保護者が当クラブの会則に同意した園児～6年生の男女とします。

第4条（指導日数）

活動は予め決められた曜日・時間に行います。

但し、振替練習や祝日、春・夏・冬休みは変則的になり、別途予定表でお知らせをします。練習回数は1か月3回とする。

年間36回になります。回数に満たない際は振替練習を実施します。

※振替練習はスクールが定めた日に行います。送迎も行います。

※スクールが定めた振替日に参加ができない場合は違う曜日のスクールに振り替えてもうよいものとする
但し、その際の送迎はできません。

第5条（入会手続き）

入会希望者は、入会フォームにて必要事項を登録するものとする。

第6条（月会費）

月会費の徴収はゆうちょ銀行引き落としシステムもしくは当スクール指定口座への振り込みどちらかを選択してもらいます。

翌月分をお支払いいただきます。

第7条（休会）

けが・病気等により1ヶ月以上休む場合は、コーチにお伝えください。

その他自己都合の場合は基本的には認められません。

第8条（退会）

退会する際は【必ず前月の15日】までご連絡ください。

第9条（更新）

毎年度切り替えの時に更新手続きを行ってください。

第10条（保険）

入会時に全員がスポーツ安全保険に加入する。

有効期限は4月1日（途中入会は入会日）から翌年3月31日までです。